

I. 機械保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、保険の対象が保険証券記載の事業場（以下「事業場」といいます。）において稼働可能な状態（検査、整備、修理または事業場において移設のために一時稼働していない状態を含みます。以下同様とします。）にある場合に、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、これらの者の法定代理人または事業場責任者の故意または重大な過失
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である

場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- ③ 保険契約締結の際、既に保険の対象に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていた瑕疵もしくは欠陥または重大な過失によって知らなかった瑕疵もしくは欠陥
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、④の暴動に至らないものをいいます。）
- ⑥ 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
- ⑦ 官公庁による差押え、収用、没収または破壊
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫
- ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑩に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 火災、火災による爆発もしくは破裂

または化学反応による爆発もしくは破裂による損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。）

- ② 紛失、盗難、詐欺または横領による損害
 - ③ 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
 - ④ 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害
 - ⑤ ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
 - ⑥ 保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害
- (3) 当会社は、保険の対象の納入者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、保険証券記載の機械、機械設備または装置とします。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、X線管
 - ② 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
 - ③ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
 - ④ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
 - ⑤ 炉壁
 - ⑥ 医療機器の体内挿入部位
 - ⑦ 基礎（アンカーボルトを含みます。）
- (3) (2) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれます。
- ① エレベータまたはロープウェイのワイヤロープ
 - ② 立体駐車場装置のチェーン
 - ③ 光学機器のレンズ、プリズム、反射

鏡またはスクリーンガラス

- ④ 集中制御装置、通信機または電子計算機の管球類
- ⑤ 蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油
- ⑥ 変圧器または開閉装置内の絶縁油
- ⑦ 水銀整流器内の水銀
- ⑧ ボイラの炉壁

(4) 予備用の部品は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

第4条（保険金額）

- (1) 保険金額は、保険の対象の新調達価額（保険の対象と同種同能力の新規のものを取得するために要する価額をいい、事業場において稼働可能な状態に設置するために要する費用を含みます。以下同様とします。）に不足しないものとします。
- (2) 保険契約締結の後、保険金額が(1)の新調達価額に不足している場合は、保険契約者は、遅滞なく保険金額を増額するものとします。
- (3) 保険契約締結の後、保険金額が新調達価額を超えている場合は、保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。
- (4) (2) または(3)の規定により、保険契約者が保険金額の増額または減額を請求した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

第5条（損害の額の算出）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、損傷を受けた保険の対象を損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する修理費によって定めます。
- (2) 次のいずれかに該当する費用は、(1)の修理費に含まれません。
- ① 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
 - ② 仮修理費。ただし、本修理の一部をなす部分については、(1)の修理費に含まれます。

- ③ 損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
- ④ 模様替えまたは改良による増加費用
- ⑤ 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用

(3) 第30条（損害防止義務および損害防止費用）（2）の規定により当会社の負担する費用は、（1）の損害の額に算入します。

(4) （1）から（3）までの規定による損害の額は、保険の対象の新調達価額を限度とします。

(5) 修理に伴って残存物があるときは、その価額を（1）から（4）までの規定による損害の額から差し引いた額が損害の額となります。

第6条（損害保険金の支払額）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき額は、1回の事故につき第5条（損害の額の算出）の規定による損害の額（以下「損害の額」といいます。）から保険証券記載の被保険者自己負担額を差し引いた額とします。

(2) 損害が発生した時における保険金額がその時の保険の対象の新調達価額に不足している場合は、当会社は、1回の事故につき次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{新調達価額}} - \text{の被保険者自己負担額} = \text{損害保険金の額}$$

(3) 1回の事故により2以上の保険の対象が損害を受けた場合には、それぞれの保険の対象の損害の額（保険の対象ごとに保険金額がその時の保険の対象の新調達価額に不足しているときは、損害の額に新調達価額に対する保険金額の割合を乗じて得た額）の合計額から各保険の対象につき定められた被保険者自己負担額のうち最も高い額を差し引いた額を損害保険金として支払います。

第7条（臨時費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場

合）（2）の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、事業場ごとに200万円を限度とします。

$$\text{第1条（1）の損害保険金} \times \frac{\text{支払割合}}{(10\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(2) （1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第8条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の6%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（3）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(2) （1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（この保険契約における保険の対象と同一の事業場に所在する被保険者所有の機械、機械設備または装置について締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等か

ら支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の場合において、他の保険契約等に支払責任額を新調達価額から使用による減価を差し引いた額（以下「時価」といいます。）または損害が生じた地および時における保険の対象の価額を基準として算出する旨の約定があるときは、当会社は、次の①から③までの規定によって損害保険金を支払います。

① 損害の額が時価と同額またはこれを下回る場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\begin{array}{rcl} \text{損害の額} & \text{他の保険契約等によつて支払われるべき損害保険金または第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償する共済金の合計額} & \\ \text{（時価を）} & & \\ \text{限度とし} & \text{被保険者自己負担額} & \\ \text{ます）} & \text{=} & \\ & \text{支払額} & \end{array}$$

この算式において、被保険者自己負担額は、この保険契約または他の保険契約等の被保険者自己負担額のうち最も低い額を適用します。

② 損害の額が時価を上回る場合、第31条（復旧義務）（2）の復旧の通知を受けた後においては、他の保険契約等がないものとして算出した損害保険金の支払額から①の支払額を差し引いた残額を支払います。

③ ②の残額は、損害の額と時価との差額を限度とします。

(3) (1) の場合において、第1条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金および同条（3）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条（1）の損害保険金の額は、（1）または（2）の規定を適用して算出した額とします。

第2章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載

の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場

合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第12条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象の用途または仕様を変更したこと。

- ② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生したこと。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知を

もって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4)(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)(6)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第13条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第18条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第15条（管理義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。
- (2) 保険の対象につき事故発生のおそれが大いだと認められる場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

第16条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象または事業場を調査することができます。

第17条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第18条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。
ただし、第37条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合

- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第19条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条（保険金額の調整）

保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の新調達価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

第21条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第22条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発

生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第23条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

（１）第11条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（２）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、危険増加が生じた場

合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。

（７）（６）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第25条（保険料の返還一無効または失効の場合）

（１）第17条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（２）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第26条（保険料の返還一取消しの場合）

第19条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第27条（保険料の返還一保険金額の調整の場合）

第20条（保険金額の調整）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時^{きんごのとき}に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

第28条（保険料の返還一解除の場合）

（１）第11条（告知義務）（２）、第12条（通知義務）（２）もしくは（６）、第22条（重大事由による解除）（１）または第24条

(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第21条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第29条(損害の発生の場合の手續)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、次の①から④までの事項を履行しなければなりません。

① 損害の発生を直ちに当会社に通知すること。

② 損害にかかわる物件を保存すること。

③ 損害の状態の変更を行わないこと。
ただし、当会社の承認を得た場合、当会社が調査を行わないで①に規定する通知が発せられた日からその日を含めて7日を経過した場合または保安上必要と認められる場合を除きます。

④ 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)を遅滞なく当会社に通知すること。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた保険の対象もしくは事業場を調査することまたは事業場に收容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条(損害防止義務および損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生およ

び拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときおよび第10条(保険責任の始期および終期)(3)または第24条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定が適用されないときは、当会社は、その費用を負担します。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条(保険金を 損害の発生および拡大
支払う場合)の事－を防止することができ＝損害の額
故による損害の額 だと認められる額

第31条(復旧義務)

(1) 被保険者は、損害が生じた日から1年以内に、事業場において、その保険の対象を復旧しなければなりません。ただし、法令による規制その他止むを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間または復旧の場所につき、これを変更することができます。

(2) 保険契約者または被保険者は、(1)に定める復旧をしたときは、遅滞なく、書面(以下第33条(保険金の請求)において「復旧通知書」といいます。)をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(3) 被保険者が(1)に規定する復旧を行わなかった場合には、第5条(損害の額の算出)(4)の規定にかかわらず、保険の対象に損害が発生した時における保険の対象の時価を損害の額の限度とします。

第32条(残存物)

当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第33条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の

時からそれぞれ発生し、これを行行使うことができます。

① 損害が発生した時における保険の対象の時価以内の損害の額に係わる保険金の請求に関しては、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時

② 損害の額が、損害が発生した時における保険の対象の時価を超える場合のその超える部分に係わる保険金の請求に関しては、第31条（復旧義務）（1）に規定する復旧をした時

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害見積書

③ 損害の額が、損害が発生した時における保険の対象の時価を超える場合のその超える部分に係わる保険金の請求に関しては、復旧通知書

④ その他当会社が第34条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第34条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が第33条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日（以下

この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（新調達価額を含みます。）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結

果の照会 90日

- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

第35条（時効）

保険金請求権は、第33条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第36条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当

会社の負担とします。

第37条（保険金支払後の保険契約）

（1）第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。）の80％に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（2）（1）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

（3）（1）の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

（4）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）から（3）までの規定を適用します。

第38条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は、連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第39条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第40条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１ 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金	$\text{損害の額} - \text{被保険者自己負担額}$ この算式において、被保険者自己負担額は、この保険契約または他の保険契約等の被保険者自己負担額のうち最も低い額を適用します。
2	第1条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金	1回の事故につき、事業場ごとに200万円（他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第1条（保険金を支払う場合）（3）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

別表２ 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（％）
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

Ⅱ. 特約条項

重大事由解除変更特約条項

この特約条項は、すべての契約に適用されます。

機械保険普通保険約款第22条（重大事由による解除）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第22条（重大事由による解除）」

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有して

いると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（２）当会社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（３）（１）または（２）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、（３）の規定は、次の損害については適用しません。

① （１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② （１）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害」

通知等変更特約条項

第1条（通知義務）

機械保険普通保険約款（以下「普通約

款」といいます。) 第12条(通知義務)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第12条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

- ① 保険の対象の用途または仕様を変更すること。
- ② 保険の対象を引き続き30日以上にわたって整備または修理すること。
- ③ ①および②のほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生すること。

(2) (1) の事実がある場合((4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。) には、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1) に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払

う場合) の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) ①から③までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くなかったときは除きます。

(5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合) の事故による損害については適用しません。」

第2条(管理義務)

普通約款第15条(管理義務)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第15条(管理義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。

(2) 保険の対象につき事故発生のおそれ大きいと認められる場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2) の請求に応じなかった場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が(2) の請求に応じていたならば防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。」

第3条(保険の対象の調査)

普通約款第16条(保険の対象の調査)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第16条(保険の対象の調査)

(1) 当会社は、いつでも保険の対象または事業場を調査することができます。

(2) 保険契約者、被保険者または事業場責任者が、正当な理由がなく(1) の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、(2) に規定する拒否の事実があった時から1か月を経

過した場合には適用しません。」

第4条（保険金額の調整）

普通約款第20条（保険金額の調整）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第20条（保険金額の調整）

保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の新調達価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。」

第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1）普通約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（2）通知等変更特約条項第1条（通知義務）の規定により読み替えられる第12条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、同条（1）の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条（1）の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。」

（2）普通約款第24条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（5）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（5）（4）の規定は、通知等変更特約条項第1条（通知義務）の規定により読み替えられる第12条（通知義務）（1）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。」

第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

普通約款第27条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定は、適用しません。

第7条（保険料の返還－解除の場合）

普通約款第28条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第28条（保険料の返還－解除の場合）

（1）第11条（告知義務）（2）、通知等変更特約条項第1条（通知義務）の規定により読み替えられる第12条（通知義務）（2）、同特約条項第3条（保険の対象の調査）の規定により読み替えられる第16条（保険の対象の調査）（2）、第22条（重大事由による解除）（1）または第24条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」

第8条（保険金の請求）

普通約款第33条（保険金の請求）（2）④の規定中、「第34条（保険金の支払時期）（1）」とあるのは、「通知等変更特約条項第9条（保険金の支払時期）の規定により読み替えられる第34条（保険金の支払時期）（1）」と読み替えます。

第9条（保険金の支払時期）

普通約款第34条（保険金の支払時期）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第34条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が第33条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（新調達価額を含みます。）および事故と損害との関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとしします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一事業場に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)

①から④までの事項を確認するための専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

(3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1) から (3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとしします。」

化学爆発・破裂損害担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(2) ①の規定にかかわらず、保険の対象が事業場において稼働可能な状態にある場合に、汽器（化学工場その他における1作業設備装置の一部を構成するものを除きます。）、ボイラ、蒸気タービン装置、ガスタービン装置、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含みます。）につき発生した化学反応による爆発または破裂によって保険の対象に生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

運転休止特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、機械保険普通保険約款（以下

「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)の規定による損害のほか、保険証券記載の運転休止期間中に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象を検査、点検または整備以外の目的で運転している間に生じた損害
- ② 保険の対象の作業直前に行う試運転中に生じた損害

第2条(通知義務)

通知等変更特約条項第1条(通知義務)の規定により読み替えられる普通約款第12条(通知義務)(1)の規定は、次のとおり読み替えます。

「(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

- ① 保険の対象の用途または仕様を変更すること。
- ② 保険の対象を引き続き30日以上にわたって整備または修理すること。
- ③ 保険証券記載の運転休止期間の開始日または終了日を変更すること。
- ④ ①から③までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生すること。」

第3条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

暴風危険担保特約条項

第1条(免責事由からの暴風の削除)

機械保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(1)⑨の規定は、次のとおり読み替えます。

「⑨ 雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫」

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)のほか、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まる前に既に台風が発生していた場合において、その台風の暴風に起因して生じた損害(その台風の暴風によって発生した普通約款第1条(保険金を支払う場合)の事故が拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも、同条の事故がその台風の暴風によって拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険者および保険の対象がこの保険契約の被保険者および保険の対象と同一である暴風危険担保特約条項等付機械保険契約(普通約款および暴風危険担保特約条項または暴風・高潮危険担保特約条項に基づく当会社との保険契約をいいます。)であって、その保険期間の末日またはその保険契約の解除日がこの保険契約の保険期間の初日と同一であるものが存在する場合には、この規定を適用しません。

第3条(損害防止費用)

- (1) 当会社は、普通約款第30条(損害防止義務および損害防止費用)(2)の規定にかかわらず、暴風による損害に対しては、損害の発生の防止に要した費用を負担しません。
- (2) 損害の拡大の防止のために必要または有益な費用であっても、保険契約者または被保険者が損害の発生前に支出した費用は、(1)の損害の発生の防止に要した費用とします。

第4条(特約保険料の返還—特約解除の場合)

普通約款第37条（保険金支払後の保険契約）中「保険金額」とあるのは、「保険金額に縮小支払特約条項の縮小支払割合を乗じた額」と読み替えます。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

損害賠償責任担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象の不測かつ突発的な爆発または破裂の事故（火災による爆発または破裂を除きます。以下「事故」といいます。）による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約条項に従い、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取または横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、

その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、これらの者の法定代理人または事業場責任者の故意

- ② 保険契約締結の際、既に保険の対象に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていた瑕疵または欠陥
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
 - ④ 暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、④の暴動に至らないものをいいます。）
 - ⑥ 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
 - ⑦ 官公庁による差押え、収用、没収または破壊
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫
 - ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ ⑩に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑫ 火災
- （2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に

関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

⑤ 保険証券記載の事業場の外にある保険の対象に起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)が始まった後でも、この特約条項の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (損害の範囲)

当会社が保険金を支払うべき第1条(保険金を支払う場合)の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

② 争訟費用

被保険者が損害賠償責任に関する争訟について当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③ 損害防止軽減費用

第6条(事故の発生)(1)③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合(④に規定する場合を除きます。)において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④ 緊急措置費用

第6条(1)③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用またはあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤ 協力費用

第7条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第5条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、第4条(損害の範囲)①の損害賠償金の額および②から⑤までに規定する費用の額の合計額とし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。

第6条 (事故の発生)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険事故またはその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること。

② 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を遅滞なく書面をもって当会社に通知すること。

③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要な

その他の一切の手段を講じること。

- ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)③に規定する義務に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (1)④に規定する義務に違反した場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第7条(損害賠償請求解決のための協力)

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(先取特権—法律上の損害賠償金)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)の事故による身体の障害または財物の損壊につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者(以下「被害者」といいます。)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第4条(損害の範囲)①の損害に対するもの)に限ります。以下この条において同様とします。)について先取特権を有します。

(2) 当会社が第4条(損害の範囲)①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいず

れかに該当する場合に限ります。

- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が弁済した金額を限度とします。)
- ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
- ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
- ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(被害者が承諾した金額を限度とします。)

(3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第9条(被害者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、第8条(先取特権—法律上の損害賠償金)(2)②または③の規定により被害者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条(損害の範囲)②から⑤までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って被害者に対する保険金の支払を行うものとします。

第10条(保険金の請求)

この特約条項の保険金の請求に関しては、普通約款第33条(保険金の請求)の規定は、次のとおり読み替えます。

「第33条(保険金の請求)」

(1) 被保険者の保険金請求権は、損害賠償責任担保特約条項(以下「賠償責

任条項」といいます。) 第4条(損害の範囲)①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。

(2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行行使できるものとします。

① 賠償責任条項第4条(損害の範囲)①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および賠償責任条項第1条(保険金を支払う場合)の損害の額が確定した時

② 賠償責任条項第4条②から⑤までの損害に対するものは、賠償責任条項第1条の損害の額が確定した時

(3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書

③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類

④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑤ 賠償責任条項第4条(損害の範囲)②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書

⑥ その他当会社が第34条(保険金の支払時期)(1)または通知等変更特約条項第9条(保険金の支払時期)の規定により読み替えら

れる第34条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。」

第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額

を限度として当会社に移転します。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第13条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

走行式機械特約条項 A

第1条 (作業内容の限定)

当会社は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、建設、土木、採鉱、採石または砕石作業中に保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (事業場についての特則)

当会社は、保険の対象が普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事業場以外の事業場に移された場合は、同条（1）に規定する事業場もその事業場に変更されたものとみなします。

第3条 (事業場間の移動)

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事業場と第2条（事業場についての特則）の規定による事業場の間の移動中に、保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (部品または機械装置の取扱い)

保険の対象に交換装着する部品または機械装置は、本体に取り付ける作業に着手した時から保険の対象に含まれ、取りはずし作業を完了した時から保険の対象に含まれません。

第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

走行式機械特約条項 B

第1条 (作業内容の限定)

当会社は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、クレーン作業以外の作業中に保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (事業場についての特則)

当会社は、保険の対象が普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事業場以外の事業場に移された場合は、同条（1）に規定する事業場もその事業場に変更されたものとみなします。

第3条 (事業場間の移動)

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事業場と第2条（事業場についての特則）の規定による事業場の間の移動中に、保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (部品または機械装置の取扱い)

保険の対象に交換装着する部品または機械装置は、本体に取り付ける作業に着手した時から保険の対象に含まれ、取りはずし作業を完了した時から保険の対象に含まれません。

第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

走行式機械特約条項 C

第1条 (作業内容の限定)

当会社は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金

条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（１）および（２）の規定は、次のとおり読み替えます。

「（１）他の保険契約等（この保険契約の保険の対象であるか保険の対象でないにかかわらず、この保険契約における保険の対象と同一の事業場に所在する被保険者所有の物について締結された第１条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表１に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（２）（１）の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして（１）の規定に基づいて算出した額を支払います。」

第８条（保険金支払後の保険契約）

（１）当会社が第４条（周辺物件の損害）または第５条（仕掛品等の損害）の損害保険

金を支払った場合は、普通約款第３７条（保険金支払後の保険契約）（２）の規定にかかわらず、それぞれの保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以降の保険期間に対するそれぞれの保険金額とします。

（２）（１）の残額が保険金額の２０％未満になった場合は、当会社のそれぞれの保険金支払責任は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

第９条（普通約款の適用除外）

第１条（保険の対象）④および⑤に規定する保険の対象については、普通約款第３条（保険の対象の範囲）（１）、第４条（保険金額）、第３１条（復旧義務）または第３７条（保険金支払後の保険契約）の規定は適用しません。

第１０条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

ロボット休止損失支払特約条項

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象である産業用ロボットまたは記録媒体および記録情報の損害についてロボット総合保険特約条項に基づき保険金を支払うべき場合において、その損害の結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。）に対して保険金を支払います。

第２条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、機械利益保険特約条項の規定を準用します。

テロ危険不担保特約条項

（１）当会社は、普通保険約款および他の特約条項の規定にかかわらず、この特約条項に従い、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。なお、この特約条項において損害とは、損

失、費用または傷害を含みます。

① テロ行為

② テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

(2) (1) のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生 of 通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保険料支払に関する特約条項

第 1 条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、被保険者から保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後 10 日以内に払い込むものとします。

第 2 条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険契約者が第 1 条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第 3 条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第 1 条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 4 条（保険契約解除の効力）

第 3 条（保険料不払による保険契約の解除）による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第 5 条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、機械保険普通保険約款の規定を適用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約条項
(腐食、さび、侵食、キャビテーション、ボイラスケール担保)

第1条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、保険の対象であるボイラまたはボイラ付属機器（以下「ボイラ等」といいます。）に次のいずれかに該当する事由によって破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（２）③から⑤までの規定を適用しません。

- ① 腐食、さび、侵食またはキャビテーション
- ② 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化
- ③ ボイラスケールの進行

（２）（１）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 破裂

ボイラ等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体または液体の圧力によりはり裂けること、飛散することまたは破壊することをいいます。

② 圧かい

ボイラ等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体または液体の圧力（真空を含みます。）により、押しつぶされることまたは裂開することをいいます。

③ 膨出

ボイラ等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体もしくは液体の圧力または過熱により、膨れ出し、または焼変し、再使用のためには修理または取替えを必要とする状態になることをいいます。

④ 爆発

ボイラ等につき、燃料もしくは燃料から発生したガスまたは粉塵が、不測かつ突発的に異常燃焼し、ボイラ等が破壊または溶変することをいいます。ただし、通常の使用により生じた溶変または崩壊は含みません。

⑤ 亀裂

ボイラ等の金属製部分が、不測かつ突発的に割れ、気体または液体が漏洩することをいいます。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

< X 9 9 9 >

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

火災危険担保特約条項

第 1 条（保険金を支払う場合）

当会社は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 2 条（保険金を支払わない場合）（2）①の規定にかかわらず、火災、火災による爆発もしくは破裂または化学反応による爆発もしくは破裂による損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。）に対して、保険金を支払います。

第 2 条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

損害賠償責任担保特約条項の修正特約条項（火災による破裂・爆発担保）

第1条（保険金を支払う場合）

（1）損害賠償責任担保特約条項（以下「損害賠償特約」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象の不測かつ突発的な爆発または破裂の事故（以下「事故」といいます。）による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの特約条項に従い、保険金を支払います。」

（2）損害賠償特約第3条（保険金を支払わない場合）（1）⑫の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、機械保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約条項（ボイラスケールのみ担保）

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、保険の対象であるボイラまたはボイラ付属機器（以下「ボイラ等」といいます。）にボイラスケールの進行による破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（2）⑤の規定を適用しません。

（2）（1）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

① 破裂

ボイラ等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体または液体の圧力によりはり裂けること、飛散することまたは破壊することをいいます。

② 圧かい

ボイラ等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体または液体の圧力（真空を含みます。）により、押しつぶされることまたは裂開することをいいます。

③ 膨出

ボイラ等が、不測かつ突発的に内部に包容した気体もしくは液体の圧力または過熱により、膨れ出し、または焼変し、再使用のためには修理または取替えを必要とする状態になることをいいます。

④ 爆発

ボイラ等につき、燃料もしくは燃料から発生したガスまたは粉塵が、不測かつ突発的に異常燃焼し、ボイラ等が破壊または溶変することをいいます。ただし、通常の使用により生じた溶変または崩壊は含みません。

⑤ 亀裂

ボイラ等の金属製部分が、不測かつ突発的に割れ、気体または液体が漏洩することをいいます。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

原因調査費用担保特約条項

第 1 条（原因調査費用）

当社は、機械保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）（1）の保険金が支払われる場合において、損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。）が発生したときは、1 回の事故につき、30 万円を限度として、原因調査費用保険金を支払います。

第 2 条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。